有権者申出方

元当局所属公証人石戸忠の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成28年８月15日　　水戸地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年８月２日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年８月15日

盛岡地方法務局長　山岡　徳光

記

氏名　安藤　武彦
所属する司法書士会　岩手県司法書士会
登録番号　岩手第79号
事務所の所在地　岩手県花巻市花城町９番21号
違反行為　本人確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年８月２日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年８月15日

さいたま地方法務局長　竹中　　章

記

氏名　吉田　幸夫
所属する司法書士会　埼玉司法書士会
登録番号　埼玉第284号
事務所の所在地　埼玉県鴻巣市鴻巣1072番地１
違反行為　職務上請求用紙の不正使用等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年８月５日から２週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年８月15日

水戸地方法務局長　石塚　裕昭

記

氏名　佐藤　峯生
所属する土地家屋調査士会　茨城土地家屋調査士会
登録番号　茨城第1148号
事務所の所在地　茨城県常陸大宮市野中町3064番地106
違反行為　登記申請意思確認義務違反

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ベルテ株式会社
２．住所　愛知県名古屋市中区金山一丁目２番４号
３．代表者の氏名　秋田賀津泰
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第137号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年２月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成28年８月15日

東海財務局長　長谷川　靖

国営勇知土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営勇知土地改良事業（農地防災、農地機能保全ー農地保全）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年８月15日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営勇知土地改良事業計画書（農地防災、農地機能保全ー農地保全）の写し
２　縦覧期間
　平成28年８月16日から平成28年９月12日まで
３　縦覧場所
　北海道稚内市事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年８月15日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成28年７月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　泉電設株式会社　林　竜也　福島県いわき市泉町５ー10ー６　国土交通大臣許可（般・特ー27）第16486号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第５６４号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１市住Ｒ11ー18
申立人　加藤　輝彦
本籍鳥取県鳥取市気高町下坂本97番地、最後の住所鳥取県鳥取市気高町下坂本168番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日推定平成19年３月16日、出生の場所鳥取県気高郡瑞穂村、出生年月日昭和17年１月14日、職業無職
被相続人　亡　福田　　稔
事務所鳥取県鳥取市西町１丁目210番地東邦ビル４階弁護士法人ＴＮＬＡＷ支所鳥取総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中畑　太一
鳥取家庭裁判所

平成２８年（家）第５７８号
鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地
申立人　八頭町長　吉田　英人
本籍鳥取県八頭郡船岡町大字船岡311番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鳥取県八頭郡船岡町、死亡年月日推定昭和47年12月16日、出生の場所不詳、出生年月日明治21年10月１日、職業不詳
被相続人　亡　岡田　まつ
鳥取県八頭郡八頭町船岡1077番地
相続財産管理人　鎌谷　　收
鳥取家庭裁判所

平成２８年（家）第２０７号
岡山市北区春日町５番６号
申立人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
本籍岡山県岡山市中区八幡138番地、最後の住所岡山県玉野市長尾1578番地２、死亡の場所岡山県玉野市、死亡年月日平成28年１月６日、出生の場所岡山県上道郡宇野村、出生年月日昭和３年10月25日、職業無職
被相続人　亡　井上　克子
岡山市北区春日町５番６号
相続財産管理人　弁護士法人岡山パブリック法律事務所
岡山家庭裁判所玉野出張所

平成２８年（家）第３００７号
山口県長門市俵山3675番地
申立人　沖原　　正
本籍山口県萩市大字山田1211番地、最後の住所山口県長門市三隅中3242番地、死亡の場所山口県長門市、死亡年月日平成28年６月15日、出生の場所山口県大津郡俵山村、出生年月日昭和20年８月12日、職業無職
被相続人　亡　山本　三若
山口県萩市大字西田町67番地２　弁護士法人サリュ
相続財産管理人　弁護士　馬屋原達矢
山口家庭裁判所萩支部